

公益財団法人 公益法人協会 第16回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成24年3月8日(木) 15時～17時
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 5階第五会議室
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 14名
(本人出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、
田中 皓、土肥寿員、早瀬 昇、福原義春、堀田 力、松岡紀雄、
宮川守久
(途中出席) 長瀧重信 (決議事項第5号議案説明時の16時03分に着席)
(欠 席) 山本 正
(監事出席) 高宮洋一、中田ちず子、平川純子
- 5 議 案
決議事項 第1号議案『平成24年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件
第2号議案『平成24年度役員報酬』の件
第3号議案『顧問の選任』の件
第4号議案『会員向け「役員賠償責任保険」団体制度事業の実施』の件
第5号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件
報告事項 ①「新しい公共」推進会議の開催
② 小規模公益法人公益認定申請支援事業の状況
③ 貸金業の規制等に関する法改正への意見書
④ 内閣府等行政庁の動向
⑤ 公益認定基準に関する指導例に係る要請書
⑥ 第15回理事会以降の職務執行及び財務の状況
⑦ 内部管理の状況
⑧ 被災地訪問研修の状況
⑨ その他
- 6 議事の経過及びその結果
 - (1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。
議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

(決議事項)

第1号議案『平成24年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

太田理事長から同事業計画書について、次いで金沢専務理事から収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて説明があった。説明によると、平成24年度の事業計画は基本方針として、従来以上の個別性ある移行支援体制の構築、新公益法人制度等の現実的な改正に向けた具体案による要望、東日本大震災関連事業では被災地で活動する非営利団体と各公益法人間をつなぐ活動及び設立40周年記念事業の4つが挙げられる。そのために、公益認定や運営に係る手引書等数点の新刊・改訂、Web事業の充実、新規テーマによるセミナーを開催する他、認定法・一般法の改正や公益信託制度の抜本的改革に向けた提言等を行う。

収支予算書では、23年度の780万程度の赤字決算見込みに続いて、24年度は490万程度の赤字予算を組んでいる。二期続けて赤字の理由は、①会員数、②書籍売上げ、③雑誌広告収入のそれぞれ減少などによるものである。また、移行がピークを越し転換期にあるセミナー事業も新しいテーマによるテコ入れを図らなければならない。今後は、いわば多品種少量生産などよりきめ細かい対応、お客様のニーズが分散したいわゆるニッチに対するタイムリーな事業の投入の必要性が増大する。また、資金調達及び設備投資の見込みについては、協会内システムの導入を予定している。これにより、経理が完全発生主義になり、コンプライアンス、ガバナンス上も高い効果を見込んでいる。

同議案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

田中理事「公法協も会費収入のウエイトが高い中、会員の減少傾向がこの先顕著になるのであろうか。23年度でマイナス45件の見込みという説明があったが、それは純減ベースか。具体的な歯止め策はどうか」

太田理事長「純減である。退会理由では、①合併や解散、②移行完了による入会した目的の達成、③経済環境悪化による経費削減などを挙げている」

金沢専務理事「歯止め策として、会員としてのメリット感を各事業に起こしていく必要があると考えている」

田中理事「大人数のセミナーの効果が薄くなり、ニッチなセミナーのニーズが高くなるのではないか」

金沢専務理事「短期集中型の少人数塾形式が当初、利益率が最も高かったが、それもピークを過ぎている印象だ」

宮川理事「『塾』はいわば一過性のものであり、ポスト移行のための中期計画を立てることが必要。それには、収支のシミュレーションや財政的なチェックだけでなく、会員制度自体の見直しや、公益法人協会のミッションを再考する時期に来ているのではないか」

太田理事長 今年度はその様な趣旨で中期計画を策定したいと考えている。

片山理事「一時、官製法人という呼び名が盛んに使われ、それは民間公益セクターではないとの風潮があったが、今では資金源が多様化するなど、官民という区分が必ずしも自明でなくなりつつあり、民間公益セクターの一員として捉えるべきだと考

える」

太田理事長「地方行政に関係した法人においても、例えば文化振興財団は公益性が高いし、暴力追放センターや犯罪被害者支援団体などは草の根の公益の性格があり、実際その多くがすでに移行認定を得ている。おっしゃるように、もちろん民間公益セクターと考える」

堀田理事「非営利法人、共益法人も含めた非営利活動全体をどうまとめるのか。従来面倒をみた法人が一般法人へ移行した場合に、そこが行う公益事業を誰がみるのか。それを行うのが公益法人協会なのではないか。農協や生協も国際的な流れでまとまる動きが出てきており、そこには公益性に関わる面がある。信用金庫なども民間セクターの一つであろう。ぜひ顧客を広げ、農協の婦人部とか、公益活動を行っているところをしっかりと支え、仲間に入れることを考えてはどうか。また、アドボカシーの役割を果たすことを考え、会費に寄附金の性格があることを考慮すれば、より低額な会費の会員種別も検討されてはいかがか」

太田理事長「2012年は国連の協同組合年に当たることは承知しているが、まだ、信金や農協を含めたところまでの仕掛けまでを考え、活動のすそ野を広げるには至っていないのが現状である」

早瀬理事「日本ファンディング協会の大会などが盛況で、震災のこともあり、寄附金に対する関心が非常に高まっている。また、「協会内システム」とは、CRM(顧客管理)システムのことか」

金沢専務理事「ご指摘のとおりであり、商品化も活用方法の一つとして検討している。特に会員を持ち事業を自ら行う社団法人等への、本システムの販売やあるいは使用に対する一定額を月々に頂くとか。所有権は協会が所有し、使用料が見込めれば、一定の収益が見込めると思う」

太田理事長「リース提供などの他に、システムを利用した学会等事務の受託(代行)という収益事業についても、将来的に関心がある」

松岡理事「最近、非営利法人によるIT活用のためのセミナーが開かれ、関心をもって参加したが、5時間半の会合に180名が参加した。NPOのための寄付金獲得やボランティア確保、内部管理などに最新のIT技術を活用するためのもので、大いに触発された。この分野のニーズは高いと思う」

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案『平成24年度役員報酬』の件

議長から、同議案(別紙)について説明があった。説明によると、各常勤役員の報酬額は前年度と同額であるとのことである。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案『顧問の選任』の件

議長から、選任について議案説明があった。説明によると、現顧問5名がこの3月末で任期満了となることから、うち4名に再任を依頼し、理事会で選任された際の就任承

諾を得た。また、1名が任期満了をもって退任することもあり、新たに1名を選任したいが、こちらは本人の就任承諾を停止条件として選任されれば就任交渉を進めたい、とのことであった。

審議の結果、次のとおりその選任を出席理事全員一致で可決した。

(再任) 石村 耕治、川村 皓章、星野 英一、山内 直人

(新任) 金子 郁容 (停止条件付)

任期はいずれも、平成24年4月1日から同26年3月31日までの2年間。

なお、任期満了による退任者は次のとおり。

本間 正明

第4号議案『会員向け「役員賠償責任保険」団体制度事業の実施』の件

太田理事長から議案説明があった。説明によると、株式会社では一般的である役員賠償保険の仕組みを公益法人・一般法人に移した商品は各損害保険会社から販売されているが、団体保険になれば各法人が個別に契約するより掛金が低廉になるメリットがあり、移行した会員団体を考慮しての措置である。損保会社との契約に当たってはリーガルオピニオンを得たうえ、問題がなければ公益法人協会が窓口（保険契約者）となって会員向けに販売する。対象は、社員代表訴訟が想定される社団法人が主体となろうが、それがない財団法人は、掛け金が社団法人より低額となる。会員向けの事業であり、当面は管理業務(法人会計)におけるサービス業務として取り扱うこととしたい。また、理事会で承認を受ければ、3月中にも第1回の募集を開始したい、とのことであった。

同議案に関して、次の質疑応答があった。

岸本理事「手数料収入はどの程度になるのか」

太田理事長「保険料の1%である」

早瀬理事「収益が得られるどころか赤字にならないか」

金沢専務理事「事務的なコストを考慮しても、マイナスになることはない」

宮川理事「代理店手数料ではなく集金手数料なので、そのコストに見合うかどうかというであろう」

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

金沢専務理事より、定時評議員会を下記要領にて招集するため、定款に基づき本理事会にて決議したい旨の議案説明があった。

日 時 平成24年6月27日(木) 14時開始

場 所 学士会館(千代田区神田錦町)

目的である事項等

- ・平成23年度事業報告及び附属明細書の承認
- ・平成23年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

(報告事項)

① 「新しい公共」推進会議の開催

野田内閣において再開した「新しい公共」推進会議(野田内閣第1回、通算8回)が1月12日に開催、メンバーとして出席した太田理事長から、同推進会議の体制や進め方が報告された。報告によると構成員として出席した同理事長は、「新しい公共」推進に向けての検討課題として、①公益法人制度改革三法についての施行状況の精査、必要に応じた見直し等の措置、②公益法人等非営利法人の公益活動を推進させるための一層の税制上の支援措置、③民間公益活動を制限、萎縮させる法令上の規制の洗い出し、見直しを挙げた、とのことであった。

② 小規模公益法人公益認定申請支援事業の状況

鈴木専務理事より、同事業の実施計状況について報告があった。報告によると、地方にある小規模な特例民法法人の早期移行認定申請を支援するため、福岡、大阪、福島、宮城、岩手の5県で支援対象法人の選定を行い、うち福島県の2法人、宮城県の5法人に対して支援を実施又は継続中である。近々行う大阪府の2法人と合わせて、支援先は9件となる予定である。うち、太田理事長が面談したある奨学団体は、明治三十六年の設立であるとのことであった。

③ 貸金業の規制等に関する法改正への意見書

鈴木専務理事より、金融庁に対する標題の要望案につき、説明があった。説明によると、一般法人が行う奨学金貸与事業は本来、貸金業にはなじまない旨、意見書として12月14日付で同庁に提出したが、ホームページに公開したところ、NPOバンクから申し入れがあり共闘することとなった。その後、この問題は急速な展開をみせ、同庁から1月6日、貸金業法及び保険業法に係るパブリックコメントが付された。内容的にも社内融資や共済を含んだ幅広い事項に対し、パブリックコメントを求めるものとなっているが、当協会は2つの意見書を2月6日に提出した。結果は3月中旬、公表されるという情報があるとのことであった。

同報告に関して、次の意見があった。

堀田理事「貸金業の規制等に関する要望、大変素晴らしい公益活動だと思う。特に非営利法人の活動は除外せよ、というところが真髓である。「業として」は欧米では営利を意味する。これに対して日本では、反復し継続して行うものは営利ではなくとも「業」に当たるという解釈。立法当時、非営利法人を想定していなかったためであり、高齢者移送や洗濯サービスなど業法の規制を受けている。是非そういう類の業法も含め規制撤廃をアドボカシーとして要望を続けて欲しい」

④ 内閣府等行政庁の動向

太田理事長より、内閣府の統計資料をもとに、移行申請の状況等につき説明があっ

た。説明によると、平成24年2月末時点の申請法人数は9286。全体の約4割の法人が申請済み、ということになる。平成24年度に移行申請が集中することが予想される、とのことであった。

⑤ 公益認定基準に関する指導例に係る要請書

太田理事長より、2月16日に内閣府公益認定等委員会委員長宛て提出した要望文について報告があった。これは、公益認定基準の財務・会計分野において、法令上等からは読み取れない、行政庁担当官による法人に対する指導が法人から多数報告されているので、それは新制度の理念に反するものとした上で改善を求めたもの、とのことであった。

同報告に関して、次の質疑応答等があった。

福原理事「要請書に対する反応はどうだったか」

太田理事長「要望書を委員長がご覧になり、誠意をもって対応するようにと事務局へ指示された。現在、FAQなどに明瞭に文章化する作業を行っているところである」

福原理事「実際に誤った指導を受けて、被害を被っている法人がある。この救済策はどう考えているのだろうか」

堀田理事「まず、しっかりした正しい運用基準を作らせることが重要だと思う」

福原理事「そこが、公益法人協会の存在意義である」

⑥ 第15回理事会以降の職務執行及び財務の状況

理事長より、12月13日に開催された第15回理事会以降の職務執行の状況について報告があった。報告の概要は次のとおりである。

＜公益目的事業1（普及・啓発）＞ 出版では、3月下旬に新刊『公益法人・一般法人の会計実務』を刊行する（B5判・480頁）。また、各Webサイトへのアクセスは総じて増加している。海外非営利団体との連携では、2月に開催されたCIVICUS—AGNA運営委員会に、調査部員が出席した。3月下旬にナイジェリアで行われる国際会議にも招待が来ている。

＜公益目的事業2（支援・能力開発）＞ 内閣府委託による「早期申請」相談会は年度内に22回の開催を予定している（うち地方は7回）。セミナーでは、12月から特別セミナーとして「移行後の運営」セミナーを全国各地で開催、多数の法人が受講した。また、「情報公開共同サイト」では、移行後の電子公告としての利用申し込みが増加している。

＜公益目的事業3（調査研究・提言）＞ 報告事項で説明した、貸金業法・保険業法に関するパブリックコメント意見書、「公益認定基準に関する指導例」に係る要請書提出等の活動でNPOバンク連合会と共働できたことは意義があった。

＜法人管理＞ 今期は、年度末を待たずに会員数が前年比で純減に転じた。退会理由

には移行が完了した、又は見通しがついた等によるものが少なくない。年度末には数十件程度のマイナスは避けられず、今後は会員の維持対策が必要である。また、社内システムの構築が進んでおり、24年度初には第一次の完成をみて稼動する予定である。

⑦ 内部管理の状況

コンプライアンス担当の鈴木専務理事より、2月下旬、本年度2回目の社内向け内部規程等説明会を開催したこと、3月初旬には定款に基づく社内コンプライアンス委員会を開催したが、特にコンプライアンス違反はなかった旨報告があった。

⑧ 被災地訪問研修の状況

金沢専務理事より、役職員等を対象として2、3月に実施中の同研修につき報告があった。報告によると、実施の目的は各担当者が被災地の仮設住宅、復興店舗等を訪問し、災害を肌で感じ、また、被災者本人や現地で活動するNPO法人から直接話を聞く機会を得ることで、役職員が各自の業務の中で被災地、被災者に対して何ができるかを考え、実践する契機とすること。すでに福島、岩手、宮城で各一回研修を行っており、23年度内に計6チーム19名が研修を行う予定である。以上であった。

同報告に関して理事長から「当協会として何をなすべきか。助成財団ではない、災害や復興支援に関して専門知識や技術があるわけではない。示唆をいただきたい」旨の要請があり、次の意見等が示された。

堀田理事「いろいろな団体が被災地支援に進出しているが、民間の無償の活動がどのくらいあるのか。実際、自治会に毛が生えたような活動も多い。まちおこしのために、民間の団体としての動き・行動がどこまでやれているのか？ 実際は、外部からいろいろな手が入り、甘やかしている場合もある。外から法人がどう入り、どうサポートしているのかという視点から、まとめていくことが重要である。また、女性が加わらないと生活再建に結びつかないという事情もある」

高宮監事「公益法人協会は、公益法人を代表しているのだから、今大震災において公益法人界がどういった取組みをしたのか、これを総括して社会に公表していくこともその役割であろう。当協会は大震災直後に公益法人界のその時点での震災被災への取組みをとりまとめ、公益を事業目的としている業界としての社会的認知向上と一定の評価を得ている。大震災一年経過のこの時点で改めて総括することが、公益目標達成を事業目的としている公益法人界の社会的認知・プレゼンスを上げることにもつながり、また、公益法人界の今後の目的達成に向けた政治力向上等にもつながると思う。作成されたデータは、将来に向けた貴重な資料ともなる。助成財団の取組み等を含め、公益法人の今大震災被災対応の取組みをまとめるのは大変な作業になるが、これは実施すべき事業である」

太田理事長「当協会のプレゼンスを高める、ということではなく、自主的な活動を促

したいと考えている」

堀田理事「単なるレポートでなく、肝心なのはまさに現地で話を聞くことだと思う。

また、どこまでサポート、サービスするか、公益活動と自立（自助）を促す境界があれば大変参考になる。その点が今回の災害では如実に現れている。全面的復興だから必要な項目がすべて全部出てくるのは仕方ないが、要は、民間団体がどの部分をどうやるのかということである。個人情報保護法の問題も悩ましい」

松岡理事「多くの国民が何かしなくてはと思っても、実際にはどうすればよいかがよくわからないのが実態だ。さまざま有益な活動事例を紹介していくことが、大きなヒントとなる。そうした役割を公法協に期待している」

早瀬理事「阪神・淡路大震災の時と比べて、復興のスピードが格段に遅い。阪神のときは仮設住宅が三週間から建ち始めたのに、今回は建てる場所探しも大変で何ヶ月もかかっている」

長瀧理事「私の専門領域からいえば、放射線の問題。これは、住民と行政との関係。また、放射線量を測ろうとしても、外国製の機器の中にはいい加減なものも出回っている。本当に困っているのは何か、公益法人が行う支援として役に立つものは何か、それはたくさんある」

⑨ その他

太田理事長より、次回理事会は平成24年6月7日(木)10時から、日本工業倶楽部で開催する予定である旨、案内があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成24年3月26日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 高宮 洋子

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子

(別紙)

平成 24 年度役員報酬の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H 24 年度 年間換算 役員報酬	H 23 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	7,680,000	7,680,000	週 5 日
金沢 俊弘	26	600,000	7,200,000	7,200,000	週 5 日
鈴木 勝治	17	420,000	5,040,000	5,040,000	週 4 日
土肥 寿員	4	160,000	1,920,000	1,920,000	週 2 日

1 宮川守久理事は不定期出勤であり、定例報酬としては支払わず、出勤日数に応じて謝金として支払う予定である(一日当たり 2 万円)。

2 なお、役員賞与は支給しない(役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第 3 条第 4 項)。

